

令和4年 新年のご挨拶

社会福祉法人 阿見町社会福祉協議会 会長 **千葉 繁**



新年あけましておめでとうございます。

町民の皆さまにおかれましては、お健やかに新春をお迎えのことと心からお慶び申し上げます。 旧年中は、阿見町社会福祉協議会の事業運営に対しまして、多大なるご支援とご協力を賜り、厚く 御礼申し上げます。

一昨年より新型コロナウイルスが世界的に流行し、緊急事態宣言が発せられるなど私たちの生活に大きな影響を及ぼしました。感染防止対策に苦慮されながら、医療や介護等に従事されている皆様をはじめ、継続して感染防止対策にご協力をいただいております皆さまに、改めて感謝申し上げるとともに、新型コロナウイルスの感染が一日も早く収束することを願っております。

さて、本会では、地域福祉の中核機関として地域の福祉ニーズに対応できるよう、既存事業の見直 しや新しい分野の事業展開も視野に入れた戦略計画として、「社協・発展強化計画」の策定を進めて います。引き続き「みんなで支えるふれあいのまちづくり」を目指し、誰もが住み慣れた地域で、そ の人らしく安心していきいきと暮らすことができ、住んでいて良かったと実感できる地域社会になる よう、地域の皆さまや関係機関・団体等と連携を図りながら、役職員一丸となって取り組んでまいり ますので、町民の皆さまのご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

結びに、町民の皆さま方のご健勝とご多幸をご祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

社会福祉法人**阿見町社会福祉協議会とは**

【目的】阿見町における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達および社会福祉に関する活動 の活性化により地域福祉の推進を図ることを目的としています。

【活動】地域福祉活動の中核的役割を担う本会は、多様化する福祉ニーズを的確に把握し、行政との役割分担のもとに協力しあい、住民の皆さまのほか、ボランティア、福祉施設・団体・グループなどの市民活動の支援を行っています。 住民の皆さまが安心して暮らせる福祉コミュニティづくりと地域福祉の推進役として活動しています。

茨城県知事及び茨城県社会福祉協議会会長顕彰が決定されました

第71回茨城県社会福祉大会は、令和3年10月27日に「ザ・ヒロサワ・シティ会館」(水戸市)において開催予定でしたが、新型コロナウイルス感染症予防の観点から、中止となりました。

茨城県社会福祉大会は中止となりましたが、阿見町からの本年度の茨城県知事表彰及び茨城県社会福祉協議 会会長表彰は、次の方々が受けられました。(敬称略・順不同)

茨城県知事表彰

*民生委員・児童委員 豊田 芳英

茨城県社会福祉協議会会長表彰

- *社会福祉協議会役員 糸賀 忠
- *社会福祉協議会役員 田﨑 保子

皆様の受賞を報告致しますとともに、心よりお祝い申し上げます。

社協事業案内

阿見町障害者支援センター 指定障害福祉サービス事業所(多機能型)

《生活介護》

◎常に介護を必要とする方に、通所方式にて日常生活動作の支援、排泄、食事等の支援及び介護を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

《就労継続支援B型》

◎一般企業での就労が困難な方に、通所方式に て働く場を提供するとともに、就労に必要な知 識及び能力を向上させるための訓練を行いま す。



創作活動



ペットボトルのキャップで 作ったあみっぺ





作業訓練の様子

【事業所概要】

○利用定員:生活介護…25名 就労継続支援B型…15名

○開所日時:月曜日~金曜日 午前9時~午後4時まで ○休所日:土・日・祝祭日・12月29日~翌1月3日

○事業所所在地:阿見町阿見4671-1阿見町総合保健福祉会館内

○事業実施地域:阿見町近隣市町村

【問い合わせ】 阿見町障害者支援センター 電話888-6063

阿見町障害者相談支援事業所

《特定相談支援事業》

◎障害のある方が障害福祉サービスを利用する前に、サービス等利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタ リングを行う等の支援を行います。

《障害児相談支援事業》

◎障害のある児童が障害児通所支援(児童発達支援や放課後等デイサービス等)を利用する前に、障害児支援利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。

《障害者相談支援事業》

◎阿見町在住の障害者(児)及び家族又は介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供の便宜を図ることや、必要な援助等を行うことにより、障害者(児)等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるように支援を行います。

【問い合わせ】 阿見町障害者相談支援事業所 電話888-6062 平日の午前9時から午後4時まで



社協事業案内



ミニデイサービス

ミニデイサービスは、高齢の方の「自立」を応援する通いの場です。自宅で自立した生活をされている方が、家ではなかなかできない同年代の方々とのおしゃべり、軽い運動、自由な趣味活動などを通して、介護予防、認知症予防、転倒予防に取り組んでいます。

コロナ対策として、パーテーションの設置、利用者の皆様・職員全員のマスク着用、うがい・手指消毒の実施、換 気等を実施して運営しております。

時 間 11:00~15:00

(ご自宅までお迎えにあがります)

料 金 1回 912円 (利用料312円・昼食600円)

※自己負担1割・送迎ありの場合

サービス内容 転倒・認知症予防プログラム、

趣味活動、ゲーム等

場 所 阿見町総合保健福祉会館2階

(さわやかセンター)

利用できる方 介護保険の要支援1・2の認定を受けている方

介護予防・日常生活支援総合事業対象者の方

(詳細はお問い合わせください)



実習に来た学生さんと ステップ運動に挑戦



みんなで マスクストラップを 作りました

【問い合わせ】ミニデイサービス 887-8124

訪問介護員(ホームヘルパー)

☆訪問介護員(ホームヘルパー)とは☆

ご利用者宅を訪問し、掃除・洗濯・調理などの生活援助サービスや、入浴・排泄・食事介助などの身体介護サービスを提供いたします。



登録訪問介護員募集

給 与: 時給1,100円~(身体介護1,300円~)

待 遇:活動時間に対し処遇改善手当有 他年1回支給

資格:介護職員初任者研修(ホームヘルパー2級課程)以上を修了している方

心身ともに健全である方

福祉に関し、理解と熱意を持っている方

初回申請年齢については60歳以下(ただし介護職経験者は除く)

勤務:日にち、時間、曜日などご自身の都合で要相談

業務内容: 訪問介護員(ホームヘルパー)としての生活援助及び身体介護

訪問時の支援内容は担当職員が同行し、丁寧に説明いたします。

[問い合わせ] 887-9234

生活福祉資金貸付制度

生活福祉資金貸付制度は、低所得、障害者及び高齢者世帯の方々に、資金の貸付けと合わせて必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進、また在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的とした貸付制度です。

◇対象世帯(下記対象世帯ごとに、世帯構成年齢、人数により所得基準等が異なります)

低所得世帯 ※1 独立自活に必要な資金の融通を他から受けることが困難であると認められる世帯

障害者世帯 ※2 原則として身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者福祉手帳等の交付を受けている方

または障害者総合支援法によるサービスを利用している等これらと同程度と認められる方

高齢者世帯 ※3 介護保険法にいう「要介護1」以上の65歳以上の高齢者が属する世帯

◇資金の種類 ①総合支援資金 ②福祉資金 ③教育支援費 ④不動産担保生活資金

◇貸付額 上記資金の種類により異なります。

◇貸付利子 連帯保証人を立てる場合は無利子。立てない場合は年1.5%となります。

※4 借入申込者は原則として連帯保証人(要件有)1名を立てる必要があります

貸付の手続きや資金内容については町社会福祉協議会までご相談下さい。

【問い合わせ】887-0084



※ このマークがついている事業は赤い羽根共同募金が活用されています。

社協のできごと

10/30 なかよし広場

(障害児・者レクリエーション)





歴史博物館前7

令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止しましたが、今年度は感染状況を踏まえ、10月30日(土)に「なかよし広場」を開催することができました。

例年と同じように1日かけて実施することはできませんでしたが、茨城県の魅力を再発見するため、かすみがうら市水族館の見学と歴史博物館前での記念撮影などで楽しんでいただきました。当日はとても天気がよく穏やかな日で霞ヶ浦の景色も最高でした。午前中の短い時間ではありましたが、久しぶりに外出したという方もおられ、気分転換をしていただくことができました。

11/27 ボランティア講座



吉原交流センターにて、ボランティア講座「はじめての LINE・ZOOM会議講座〜コロナ禍のボランティア活動を考える」 を実施いたしました。

感染症拡大の影響を繰り返し受ける中、オンラインの活用が注目されています。今回の講座では LINE や ZOOM といったオンライン会議のツールや、セキュリティなど気を付けるべきことについて、学びました。当日は、町内でボランティア活動をしている 25名の方にご参加いただき、質疑応答では実際に活用することを想定した質問が飛び交うなど、参加者のみなさんの関心の高さを改めて実感しました。

12/2 家族介護支援事業



写真上:要注意!不活動 下:認知症サポーター 養成講座







令和3年度は6月11日に「要注意!不活動」12月2日に「認知症サポーター養成講座」を開催しました。

「要注意!不活動」では県立医療大学作業療法学科の藤田先生を講師に迎えコロナ禍での不活動予防に、今より+10分の運動を取り入れる大切さを学びました。「認知症サポーター養成講座」では、認知症を正しく理解することの大切さや適切な対処法等を学びました。この回は、初めて会場参加とオンラインによる参加を同時開催し、それぞれの方法で参加していただきました。

家族介護支援事業では、年に2回実際に家族を介護されている方への「介護者交流会」も開催しています。講座は町広報・ 社協ホームページ・各公民館チラシ設置等でお知らせします。

【問い合わせ】 阿見町地域包括支援センター 887-8124

12/18 歳末ふれあい交流会







「歳末ふれあい交流会」とは、親子のふれあいや保護者同士の 親睦を図り、地域住民の交流の場を設けることで地域をあげて 「子ども」を育む機会へと繋げていくことを目的としています。

町内在住の小学生以下のお子さんとその保護者のみなさんが、 工作によるボランティア体験や、サンタクロースとの写真撮影 を楽しみました。オープニングイベントでは、霞ケ浦高校チア ダンス部「SPARKLE ★ BUNNIES」のみなさんによる華やかで 息の合ったダンスにより、会場が一つになったようでした。

また、あみっぺのサプライズ登場に 子どもたちは大喜びでした。

昨年度は人が集まるイベントが開催できなかったため、さわやかセンターに子どもたちの笑顔が戻ってきたようで、とても嬉しい時間になりました。







社協からのお知らせ

新入学児童・生徒への入学祝金贈呈

(^_^) ご入学おめでとうございます。(^_^)

令和4年4月小・中学校に入学する下記対象者へ入学祝金を贈呈します。

対象者 下記のいずれかに該当し、阿見町に住民登録のある方

【新小学1年生】

- ◇要保護・準要保護世帯(就学援助を受けている)
- ◇児童扶養手当もしくは就学援助を受けている次のいずれかに該当する世帯
- ①ひとり親世帯(母子・父子) ②両親のない子

【新中学1年生】

- ◇要保護・準要保護世帯(就学援助を受けている)
- ◇次のいずれかに該当する世帯
- ①ひとり親世帯(母子・父子) ②交通遺児 ③両親のない子

申請方法 対象者の保護者の方は、事務局(さわやかセンター内)の窓口で印鑑を持参し、 申請の手続きをお願いします。

※保護者以外の方が申請手続きを行う場合は所定の委任状が必要となりますのでご注意下さい。

※受付期間後の申請は一切受け付けませんのでご注意下さい。

受付期間 令和4年1月11日 (火) から2月14日 (月) まで

【問い合わせ】地域福祉係 887-0084

ありがとうコーナー



ご協力ありがとうございます。

令和3年10月1日~12月28日(敬称略)

阿見町善意銀行

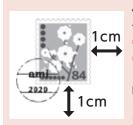
匿名	玄米 120Kg
匿名	玄米 90Kg
匿名	子ども用紙おむつ
湯原 直人	10,000円
匿名	3,997円
㈱美都住建ゴルフ部	36,000円
匿名	タオル 131本
匿名	玄米 120Kg
匿名	おむつ・パット
匿名	5,000円
阿見町更生保護女性の会	生理用品 20 パック
大きなかぶ直売所	16,018円
古河ヤクルト販売㈱	36,000円
退職公務員連盟 阿見班	タオル、雑巾他
匿名	おむつ
匿名	玄米 25Kg
匿名	玄米 60Kg
土浦友の会	5,000円
匿名	2,531円
匿名	20,000円
㈱ヒュリカ	10,000円・手帳3冊

退職公務員連盟 阿見班のみなさん



使用済み切手・書き損じ葉書収集

ふれあい卓球広場	根本 敏夫
安相 賢二	谷 園枝
広川 嘉子	阿見朗読の会
田村 由美子	宮下会計事務所
阿見手話サークルたんぽぽ	陶板浴 和
㈱汎用	阿見いきいきクラブ
理想科学工業㈱筑波工場	(有)箱田製作所
昭和プロパン街	阿見町役場 会計課
阿見町役場 税務課	阿見町役場 子ども家庭課
阿見町役場 生活環境課	阿見町役場 商工観光課
中央公民館	君原公民館
匿名9名	



使用済み切手の収集について

使用済み切手は、

◎切手のまわりを 1 c mほど残して ◎消印、切手のギザギザが残るように

切り取るようにしてください。 回収した使用済み切手は茨城県社協で とりまとめられ、その収益は県内の ボランティア活動に役立てられています。











ティア活動

፟ዸ፟ቝ፞ጜዸኯ፞ቔዀጜኯዀቝጜኯ



NPO 法人フードバンク茨城

フードバンク茨城とは

…食品ロスとなりうる食品などを、企業や生産者、市民などから寄贈していただ き、生活困窮者や社会的支援を必要とする市民に対する支援機関などへ食品を届け る活動などを行います。そのことで、食の有効活用や食を大切にする文化を促進し、 食のセーフティネットの実現に寄与することを目的とする団体です。

食品ロスと食の支援の必要性

…捨てられてしまう食品には、本来食べられるにも関わらず、商品の入れ替えや外 装の傷やへこみ等の理由でお店に並べる事ができず廃棄されるものもあります。そ の一方で、日々の食事に困っているという相談も寄せられています。

昨年、フードバンク茨城が受け取った食品は約143トンで、ほぼ同じ量が県内の 支援団体を通じて、食の支援を必要としている人達へ届けられました。

提供先の一例





-時的に食の支援を 必要とする人のセー フティネットとし



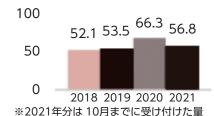
作業所など、利用者 が食事を自分で準備 する必要がある施設 など。



食事を無償で提供し ている子ども食堂や フードパントリーな

最近の傾向、阿見町について

阿見町のきずなボックスから 受け付けた食品の寄付量(Kg)



フードバンク茨城全体で受け入れる食品の量 は、企業から・個人からともに増加傾向にあり ます。きずな BOX などを通して個人から寄付 された食品は、缶詰など生活に即したものが多 く、食の支援を必要としている人のニーズに 合っていると思います。

阿見町では昨年、子ども食堂や食料品の配布等 を行う団体が複数立ち上がり、食に対する問題 意識の広がりを感じています。これらの活動は 続けていくことが大切で、また難しいことでも あるので今後に期待しています。



ご寄付いただく食品は、 常温保存できるもので、 賞味期限が2か月以上 あるものをお願いします。

回収・検品を経て必要としている方の手元に届くに は、最短でも2か月の期間が必要です。

賞味期限が切れたものや、食品の賞味期限が確認で きないもの(もともと包装紙などに表記があったが、 はがされた状態で寄付されたものなど)、も安全性 の観点から提供することができません。

お酒についても、提供することはしないため、ご寄 付いただいても廃棄になってしまします。

「もったいない」を「ありがとう」にするために、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

ボランティア募集

食品の回収をお手伝いを していただける方

協力していただいているスーパーや、 各所きずなボックスを巡回し、食品 の回収をお願いします。

ご興味がありましたら、ぜひ下記へ ご連絡ください。

【問い合わせ】 NPO 法人フードバンク茨城 電話 029-874-3001

ボランティア連絡会

ボランティア連絡会では、2年ぶりの視察研修を実施し、石岡 の「東の辻水源」と駅前の「みんなのタロー像」を訪問しました。 「東の辻水源」は、19年前は不法投棄でジャングル化した湿地 帯でしたが、町内会で一致団結して清掃活動に取り組み、現在 では桜並木のある美しい公園となり地域住民の憩いの場になっ ています。

「みんなのタロー像」は、石岡駅で飼い主の女の子とはぐれた 犬「タロー」が、その後飼い主を探して17年間毎日朝夕駅へ 通い続けた実話から、思いやりや優しい心を伝えるために駅前 に建立されました。

研修では自治会のみなさんや、タローの話を伝えるために歌や 踊りの活動をしているボランティアさんなど、たくさんの方と 交流することができ、人と人とのつながりが広がることもボラ ンティア活動の魅力であることを実感しました。







視察研修後、タローの 物語が書かれた本「あ した会えるさ」を、町 内の小学校へ寄贈いた しました。



社協からのお知らせ



ボランティア活動保険

ボランティア活動中の、さまざまな「けが」や 「損害賠償責任」を補償します。

ボランティア活動中のこんな時に…



転倒してけがをしてしまい、 通院をした。

% - C / C ·

熱中症になってしまい、 通院をした。



ボランティア先の窓ガラスを 誤って割ってしまった

食べた弁当でボランティア 自身が食中毒になり、 入院した

補償があるので、安心して活動ができます!! 事故が発生した場合は速やかに社協へご連絡ください。

	保険料
基本プラン	350円
天災・地震補償プラン (基本+地震・噴火・津波)	500円

年度ごとの加入となります。今年度ご加入いただいている方の保険期間は令和4年3月31日までです。

☆ご加入いただくには、社協へのボランティア 登録が必要です。

・事故の内容によっては、お支払いができない場合もございます。

ご不明な点がございましたら社会福祉協議会へお問い 合わせください。

【問い合わせ】887-0084

総合相談

	心配ごと相談(予約不要)
相談日	毎週水曜日
時 間	13:00~16:00 (受付 12:30~15:30)
場所	阿見町総合保健福祉会館 さわやかセンター

弁護士相談(要予約) 相談日 毎月第1水曜日(月1回) 時 間 13:00~15:30

毎週水曜日の心配ごと相談にて事前にお話しを伺い、弁護士相談が必要な場合に予約となります。

福祉相談・介護相談・ボランティア相談

常時受け付けています。それぞれの担当者が親身 になって相談をお受けいたします。お気軽にご相 談ください。

【問い合わせ】887-0084

阿見町のきずなボックスは、さわやかセンター内に設置してあります。食品の行先と、それに関わっている方々の姿を知り、より身近に感じていただけたらと思います。いつもご協力ありがとうございます。



高齢者体験の実施 阿見小学校6年生のみなさん

阿見小学校6年生のみなさんが、総合の学習の時間で、 高齢者体験を行いました。

重り付きのベストやイヤーマフ・ゴーグルを使用し、見えにくさ・聞こえにくさ・動きにくさなど、年齢を重ねることによる体の変化を体験し、「階段を上り下りする」「塗り絵をする」などのミッションに挑戦しました。

「日常的な動きの中で、どのようなことが大変かが分かった」「困っている人がいたら声をかけたい」という感想があがり、体験を通して相手の立場や気持ちに寄り添って考えることができるみなさんの優しさを感じました。







社会福祉協議会では、高齢者体験セットの貸し出しを 行っております。

※貸し出しには要件がございます。興味のある方は お問い合わせください。

阿見社協の情報については、 ホームページもご覧ください 社協の最新情報や、グループホームの 利用状況などがご覧いただけます。

http://www.amishakyo.or.jp/

